

国立大学法人富山大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項

平成19年4月1日制定

平成22年4月1日改正

平成23年11月1日改正

平成31年4月19日改正

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）が発注する建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「物品購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取引停止 一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。
- (2) 業者 国立大学法人富山大学契約規則第7条に規定する一般競争参加資格を有する者（建設工事を除く。）及びその他の者をいう。
- (3) 契約責任者 国立大学法人富山大学会計規程第6条第1項第4号に規定する契約責任者をいう。

(取引停止の措置)

第3条 契約責任者は、業者が、別表各項に掲げる措置要件の一に該当する場合は、情状に応じて同表各項及びこの要項の定めるところにより期間を定め、物品購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

- 2 契約責任者は、前項の措置を講じた場合、事実関係の概要、措置の内容及びその理由、その他必要事項を学長に報告しなければならない。

(取引停止に係る特例)

第4条 業者が一の事案により別表各項に掲げる措置要件の二以上に該当した場合の取引停止の期間は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

- 2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表各項に掲げる措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、当該各項に定める期間の2倍の期間とする。
- 3 前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。
- 4 契約責任者は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。
- 5 契約責任者は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に

限り取引の相手方とすることができる。

6 契約責任者が第4項及び前項の措置を講じた場合の学長への報告は、第3条第2項の規定を準用する。

(指名等の取消し)

第5条 契約責任者は、取引停止をされた業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合、並びにこれらに基づき入札書又は見積書が提出され開札等に至っていない場合は、当該指名等を取消すものとする。

(取引停止措置等の通知)

第6条 契約責任者は、第3条第1項の規定による取引停止、第4条第4項の規定による取引停止の解除及び第5条の規定による指名等の取消しをしたときは、当該業者に対し遅滞なく、別紙様式第1号又は第2号により通知しなければならない。ただし、通知する必要があると認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

(取引停止期間中の下請等)

第7条 契約責任者は、取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りでない。

(警告又は注意の喚起)

第8条 契約責任者は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成23年11月1日から実施し、平成23年6月24日から適用する。

附 則

この要項は、令和元年5月1日から実施する。

取引停止の措置基準

措置要件	停止期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次に掲げる者が、本学の役員及び職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>(2) 業者の役員又は支店若しくは営業所（常時物品購入等契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、前号に掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 業者の使用人で前号に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p>
<p>2 次に掲げる者が、官公庁その他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 本学発注の物品購入等契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p>
<p>4 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上9か月以内</p>
<p>(競争入札妨害又は談合)</p> <p>5 本学発注の物品購入等契約に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が、刑法（明治40年法律第45号。以下同じ。）第96条の6に規定する競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p>
<p>6 官公庁その他の公共機関の発注に係る物品購入等契約に関</p>	<p>逮捕又は公訴を知った</p>

措 置 要 件	停 止 期 間
<p>し、代表役員等、一般役員等又は使用人が、刑法第96条の6に規定する競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>日から 2か月以上12か月以内</p>
<p>(暴力団関係者)</p> <p>7 代表役員等又は業者の経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上12か月以内</p>
<p>8 代表役員等が、業務に関し不正に財産上の利益を得、又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上12か月以内</p>
<p>9 代表役員等が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>10 架空の取引により、本学から支払われた金額を預かり金として管理し、本学の役員及び職員に対して環流する等の不正行為が認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>11 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、物品購入等契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>12 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定により罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>

別紙様式第 1 号

年 月 日

業者名
代表者 殿

契約責任者
職名
氏名 印

取引停止通知書

この度、本学における契約について、貴社との取引を下記のとおり停止することとしましたので、通知します。

また、現在、入札書（見積書）が提出され、開札等に至っていない〇〇〇〇に係る契約については、競争入札の指名（契約の申込）を取り消すものとします。

記

1. 取引停止措置の期間

年 月 日 ~ 年 月 日

2. 取引停止措置の理由

問い合わせ先 :

別紙様式第2号

年 月 日

業者名
代表者 殿

契約責任者
職名
氏名 印

取引停止解除通知書

平成 年 月 日付け取引停止通知書をもって、貴社との取引を停止しましたが、この度、取引停止を下記のとおり解除しましたので、通知します。

記

1. 取引停止解除の期日

年 月 日

2. 取引停止解除の理由

問い合わせ先 :